

幸手市地域公共交通あり方検討会の概要について

1 幸手市地域公共交通あり方検討会について

設置根拠 幸手市地域公共交通あり方検討会設置要綱

2 所管事項について

地域の需要に応じた移動手段の確保及び利便性の向上を図るため、幸手市の実情に即した輸送サービスについて検討を行うもの。

3 委嘱期間

委嘱日から令和9年3月31日

4 委員謝礼について

日額 2,000 円

ただし、源泉徴収後の額を口座振り込みにより支払いします。

5 会議の開催の予定

令和8年度は、4回の会議を予定しています。

6 事務局

この検討会の庶務は、市民生活部くらし防災課コミュニティ・生活担当が行います。

【スケジュール】

	開催日	内容
第1回	8月22日（土）	令和9年1月から市が運行する公共交通について（説明） 令和9年1月から市が運行する公共交通の愛称について（第1次選考）
第2回	9月下旬	令和9年1月から市が運行する公共交通のリーフレットについて
第3回	令和9年1月以降	令和9年1月から市が運行する公共交通試乗 試乗した感想・意見等のとりまとめ
第4回		試乗した感想・意見に基づく市内循環バス・AI デマンド交通の周知・啓発 その他、感想・意見・課題等について